

2026年3月24日

各位

会社名株式会社海帆
代表者名代表取締役 守田 直貴
(コード番号: 3133 東証グロース)
問合せ先 管理本部長 羽 二生 博志
(TEL. 052-586-2666)

第3回無担保普通社債(少人数私募)の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年2月20日開催の当社取締役会において決議しました、EVO FUNDを割当先とする第3回無担保社債(以下「本社債」といいます。)の発行に関して、この度、当社が2026年3月9日にEVO FUNDを割当先として発行した第9回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)につき2026年3月23日までにその行使に伴って当社に払い込まれた金額の累計額が355,020,000円と500,000,000円以下となったことから、本社債の発行要項に従い、本社債の発行総額が最大発行総額である500,000,000円となったところ、当該発行価額の総額(500,000,000円)の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本社債の発行に関する詳細につきましては、2026年2月20日公表の「第三者割当による第9回新株予約権(行使価額修正条項付)、第2回無担保普通社債(少人数私募)及び第3回無担保普通社債(少人数私募)の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

<本社債の概要>

- | | |
|-----------|--|
| 1. 名称 | 株式会社海帆第3回無担保普通社債 |
| 2. 社債の総額 | 金500,000,000円。但し、2026年3月23日までに本新株予約権が行使されたことにより出資された金銭の合計額が500,000,000円を12,500,000円以上超過する場合には、500,000,000円から当該超過額に相当する金額を控除(但し、12,500,000円毎での控除とし、12,500,000円に満たない額は控除の対象としません。)した金額 |
| 3. 各社債の金額 | 金12,500,000円 |
| 4. 払込期日 | 2026年3月24日(火) |
| 5. 償還期日 | 2027年7月12日(月) |
| 6. 利率 | 本社債には利息を付さない。 |
| 7. 発行価額 | 額面100円につき金100円 |
| 8. 償還価額 | 額面100円につき金100円 |
| 9. 償還方法 | 満期一括償還 |
- (1) 当社は、繰上償還を希望する日(以下「繰上償還日」といいます。)の5営業日(「営業日」とは、取引所において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じです。)前までに本社債に係る社債権者(以下「本社債権者」といいます。)に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。
- (2) 2026年2月26日(当日を含みます。)以降、当社普通株式の

取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、本社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。

「基準金額」は183円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。

- (3) 当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、本社債権者は、繰上償還日の5営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、当社が割当予定先又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社の普通株式の株式分割により当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社の普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の普通株式を当社又はその子会社の役職員に発行若しくは交付する場合、当社がストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社又はその子会社の役職員に発行若しくは交付する場合、本新株予約権を発行する場合、本社債の発行日時点で存在する新株予約権の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。
- (4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、本社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。
- (5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。
- (6) 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。
- (7) 当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にす

る定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第 179 条第 1 項に定義されます。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本号において「繰上償還日」といいます。）の 10 営業日以上前に事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。

- (8) 当社が、本新株予約権の全部又は一部につき、本割当契約の定める停止指定を行った場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本号において「繰上償還日」といいます。）の前営業日までに事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。
- (9) 当社が本新株予約権の発行要項に基づき本新株予約権の全部又は一部の取得を決定した場合、本社債権者は、その選択により、当社に対して、償還を希望する日（以下、本号において「繰上償還日」といいます。）の前営業日までに事前通知を行った上で、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。
- (10) 当社は、本新株予約権が発行されない場合、本社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。
- (11) 本号(2)乃至(10)にかかわらず、本社債権者は、本社債の払込日から 6 か月が経過した日以降いつでも、繰上償還日の 5 営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。
- (12) (第 2 回社債) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した第 2 回社債の額面額の累計額を控除した額が、各社債の金額 (12,500,000 円) の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の第 2 回社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の 3 営業日後の日（当日を含みます。）又は当社と本社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還できるものとします。
- (13) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から (i) 本「9. 償還方法」第(12)号に基づき繰上償還した第 2 回社債の額面額の累計額、(ii) 当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した第 3 回社債の額面額の累計額及び (iii) 上記「2. 社債の総額」に基づき第 3 回社債の発行総額の決定にあたり金 500,000,000 円から控除された金額の合計額を控除した額が、各社債の金額 (12,500,000 円) の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の第 3 回社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の 3 営業日後の日（当日を含みます。）又は当社と本社債権者が別途合意する日を繰上償還日とし

て、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還できるもの
とします。なお、本号に基づく第 3 回社債の繰上償還は、
第 2 回社債が全て繰上償還された後に行うものとします。

10. 総額引受人 EVO FUND

以 上